

愛宕中学校南舎トイレ改修機械設備工事

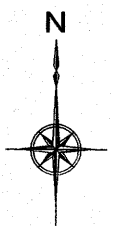
図面目次

図面番号	図面名称	縮尺
M-01	機械特記仕様書(1)	NOSCALE
M-02	機械特記仕様書(2)	NOSCALE
M-03	附近見取図・凡例・工事概要・配置図	1:500
M-04	【給排水衛生設備】1階 トイレ平面詳細図 (現況・撤去・改修図)	1:50
M-05	【給排水衛生設備】2階 トイレ平面詳細図 (現況・撤去・改修図)	1:50
M-06	【給排水衛生設備】3階 トイレ平面詳細図 (現況・撤去・改修図)	1:50
M-07	【換気設備】 1～3階 トイレ平面図 (現況・撤去・改修図)	1:100
A-07	建築工事 仮設計画図(参考図)	1:500

愛宕中学校南舎トイレ改修機械設備工事 特記仕様書	I 工事概要 1. 工事場所 2. 建物概要 3. 工事種目 4. 関連工事等 5. 概成工期 6. 部分使用 II 設備工事仕様 1. 特記仕様 2. 適用基準等 3. 「週休2日制工事」の実施について 4. 「猛暑による作業不能日数」の実施について	項目 16 統括安全衛生管理職務者の指名 17 発生材の処理 18 再生資源利用(促進)計画書及び実施書の提出 19 石綿含有材の事前調査 20 化学物質の室内濃度の測定 21 グリーン購入法 22 設備機材等	特記事項	項目 23 特別な材料の工法 24 技能士の適用 25 完成時の提出物 26 建築物等の利用に関する説明書 27 取扱い説明 28 不当要求等への対応 29 不正軽油の使用の禁止 30 消防計画 31 工事用水・電力 32 仮囲い 33 砂利地業 34 保護砂 35 埋戻し 36 建設発生土の処理 37 電気主任技術者への報告 38 工事特性等	特記事項																																
<p>高知市相模町1番54号</p> <table border="1"> <tr> <th>建物名称</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th colspan="2">建築基準法に基づく</th> <th>消防法施行令</th> <th>都市計法に基づく</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>校舎</td> <td>鉄骨コンクリート造+鉄骨造</td> <td>3階建</td> <td>延べ面積</td> <td>主要用途</td> <td>別表第一</td> <td>用途地域</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,781m²</td> <td>学校</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>1 換気設備 一式 3 給水設備 一式 5 撤去工事 一式 2 衛生器具設備 一式 4 排水設備 一式 6 発生材処理 一式</p> <p>建築工事 電気設備工事 衛生設備工事 空調設備工事 植栽工事 外構工事 解体工事</p> <p>完成期限の()日前 (令和 年 月 日)</p> <p>令和8年10月21日からは、1階トイレを部分使用とする。</p> <p>工事完了後からは、全ての工事範囲を部分使用とする。</p> <p>項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。○印と※印の付いた場合は、共に適用する。 特記事項に記載の()内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の[]内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の< >内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。</p> <p>※ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版 ※ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版 ※ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版 ※ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版 ※ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和4年版 ※ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和4年版 ※ 建築物解体工事共通仕様書 令和4年版</p> <p>給水外線工事については、高知市水道局発行の「給水装置工事施工要領」による。</p> <p>※対象 () 選択-I型 () 選択-II型 本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする 「週休2日制工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制工事」実施要領(営繕工事編)による。(https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html)</p> <p>※対象・見込んでいない(理由: ※過去のNBS7値に基づき算定した日数が0日のため ()) ※見込んでいる(作業不能日数: ※現場説明書による ()) ※対象外(理由: ())</p>	建物名称	構造	階数	建築基準法に基づく		消防法施行令	都市計法に基づく	備考	校舎	鉄骨コンクリート造+鉄骨造	3階建	延べ面積	主要用途	別表第一	用途地域					1,781m ²	学校				<p>16 統括安全衛生管理職務者の指名</p> <p>17 発生材の処理</p> <p>18 再生資源利用(促進)計画書及び実施書の提出 (請負金額100万円以上)</p> <p>19 石綿含有材の事前調査</p> <p>20 化学物質の室内濃度の測定</p> <p>21 グリーン購入法</p> <p>22 設備機材等</p>	<p>配置人員の資格 ・1名以上/1班は交通誘導警備業務に係る検定合格者(1級又は2級)を配置する工事。 ※交通誘導に關し、1名以上/1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。</p> <table border="1"> <tr> <th>資格</th> <th>資格要件</th> <th>配置人数</th> </tr> <tr> <td>1、2級交通誘導警備検定合格者(交通誘導警備員A)</td> <td>交通誘導警備に關して、公安委員会が学及及び実施試験を行い、専門的な知識・技能を有すると認められたもの 警備業法における指定講習を受講したもの</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>交通誘導に關し、専門的な知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B)</td> <td>警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法 第2条第1項 第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に關する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの</td> <td>人</td> </tr> </table> <p>なお、事前に監督職員に検定合格証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出するものとする。 また、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同様の資料を提出するものとする。</p> <p>労働安全衛生法第30条第2項に基づき指名をする。(1.3.5) [1.3.5]</p> <p>産業廃棄物の運搬、処分等については、(1.3.9)により適切に処分するものとし、事前に監督職員に処理計画書を提出する。 産業廃棄物の運搬或いは処分を他業者に委託する場合は、本工事についての書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。 自己処分場へ処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けた上で承諾を得る。(積替・保管についても同様とする。) 産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、産業廃棄物の処理及び清掃に關する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)施行令に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。 また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影し、随時監督職員に報告する。 廃棄物処理法を遵守し、工期内に最終処分(埋立処分、海洋投入処分又は再生)を終了しなければならない。 また、産業廃棄物管理票(以下、「 manifests」という。)により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にそのE票の写しを提出しなければならない。 ただし、産業廃棄物処理法を遵守した上で、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。 この場合、manifestsにより適正に中間処理業者へ搬入されていることを確認するとともに、監督職員にその日2票の写しを提出しなければならない。また、最終処分終了後速やかにE票の写しを提出しなければならない。 なお、産業廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。 ・引き渡しを要するもの () ・現場再利用を図るもの () ※再生資源化を図るもの (※コンクリート ※コンクリート及び鉄から成る建設資材 ※木材 ※アスファルトコンクリート) () ※有価物処理を図るもの (※金属) () 有価物処理の完了を証明できる書類を提出する。 ・特別管理産業廃棄物の処理方法 (※PCB使用機器) () PCB使用機器は関係法令により適切に処理し、建物管理者に引き渡す。 ・フロン類の回収・破壊を図るもの (※業務用エアコンディショナー ※冷蔵庫冷凍機器) () フロン抽出抑制法に従い適切に処理し、工程管理票及びフロン類の回収・破壊の完了を証明できる書類を提出する。 ・特殊な建設副産物 (※六ふっ化硫黄ガス ※イオン化式煙感知器) () 開閉器に含まれる六ふっ化硫黄ガスは製造業者に回収を委託し、回収後の機器は適正に処分する。 イオン化式感知器は、製造業者に引き渡す。それぞれの処理が証明できる書類を提出する。 <せつこうボードの処理方法> ひ素・カドミウム含有せつこうボードの処理 ※管理型最終処分場で埋立処分 ※製造業者に処分を委託 石綿含有及びひ素・カドミウム含有せつこうボード以外のせつこうボードの処理 ※管理型最終処分場で埋立処分 ※再資源化施設で再資源化 (1.3.9) [5.1.1]</p> <p>再生資源利用(促進)計画書及び実施書の提出 (請負金額100万円以上)</p> <p>a) コブリス・プラスについては、建設副産物情報センターのホームページ(https://fkplus.jaic.or.jp/)より、利用申請を行う事ができる。 b) 建設資材の利用量の大小や有無に関わらず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式1)を、完成資料として監督職員に提出する。 c) 建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に関わらず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式2)を、完成資料として監督職員に提出する。 d) 受注者は再生資源利用(促進)計画書(現場掲示様式)を工事現場の見やすい場所に掲げること。 e) 受注者は作成したデータを含め、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後5年間保存する。</p> <p>事前調査範囲 ※改修範囲 <6.1.3> 貸与資料 ※有 (既存の設計図書) () ※無 (便器の排水ガスケットに石綿含有) () 分析調査 ※書面調査及び現地での目視調査の結果により、監督職員と協議する。 <6.1.3> ・行う(調査材料使用部位 調査材料名 検体数) 分析方法 ※定性分析 定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。</p> <p>※別契約の受注者にて実施 濃度測定に際し、当該工事関係者とともに実施日等の調整を図り、協力すること。 ・本工事にて実施 化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指標値以下であることを確認し、報告書を監督職員に提出する。ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼のおける連絡等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。 測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。 測定方法 ※厚生労働省「室内空気中化学物質の室内濃度指標値及び標準的測定方法について」による。 測定対象化学物質 ※ホルムアルデヒド ※トルエン ※キシレン ※エチルベンゼン ※ステレン ※パラジクロロベンゼン 測定箇所 ()箇所 測定時期 ※完成前 ・着手前 測定対象室 () (1.5.8) [1.6.9]</p> <p>「国等による環境物品等の調達の推進に關する法律」(グリーン購入法)及び「高知県グリーン購入基本原則・基本方針及び実施計画」に基づき、重点調達品目については、積極的に利用すること。(1.4.1) [1.4.1]</p> <p>本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。(順不同) また、「評価名簿による」と特記されたものについては、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」によるもの、又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。ただし、同等とする場合は、監督職員の承諾を受ける。(1.4.2) [1.4.2]</p>	資格	資格要件	配置人数	1、2級交通誘導警備検定合格者(交通誘導警備員A)	交通誘導警備に關して、公安委員会が学及及び実施試験を行い、専門的な知識・技能を有すると認められたもの 警備業法における指定講習を受講したもの	人	交通誘導に關し、専門的な知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B)	警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法 第2条第1項 第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に關する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの	人	<p>23 特別な材料の工法</p> <p>24 技能士の適用</p> <p>25 完成時の提出物</p> <p>26 建築物等の利用に関する説明書</p> <p>27 取扱い説明</p> <p>28 不当要求等への対応</p> <p>29 不正軽油の使用の禁止</p> <p>30 消防計画</p> <p>31 工事用水・電力</p> <p>32 仮囲い</p> <p>33 砂利地業</p> <p>34 保護砂</p> <p>35 埋戻し</p> <p>36 建設発生土の処理</p> <p>37 電気主任技術者への報告</p> <p>38 工事特性等</p>	<p>公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該材料製造所の指定する工法による。</p> <p>本工事に該当する工事項目に応じて、下記項目の技能士を適用し、資格を証明する資料を監督職員に提出する。 a) 配管施工(配管工事) b) 熱絶縁施工(保温工事) c) 建築板金施工(ダクト製作及び取付) d) 冷凍空調調和機器施工 (1.5.2) [1.6.2]</p> <p>公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書による。(1.7.1) [1.8.2] 機器等はメーカー名、寸法、形式名、品番及び製造番号を記入する。 a) 黒紙紙文字製本(A4版) 1部 ※要 ・不要 (完成図、官公庁用図書、取扱説明書、保証書、機器決定図、各種試験成績書、サービステキニ表、その他監督職員の指示するもの。) b) 完成図2ツ折リ製本(A3版) 1部 ・要 ○不要 c) CADデータ(図面1枚につき1ファイル) 1部 ※要 ・不要 d) PDFデータ(全図面を1ファイル) 1部 ※要 ・不要 e) 建築物等の利用に關する説明書(説明書(A4版)、電子データ) 1部 ・要 ○不要 f) 工具類(※鉗鉋蓋フック ※制水弁ハンドル ○掃除口ハンドル) ()</p> <p>作成に当たっては、別契約の関連工事に關する説明書と内容の調整を十分行い、なるべく1冊にまとめるよう、関連工事等の受注者と打合せをする。内容及び水準は、国土交通省がホームページ上で公開している「建築物等の利用に關する説明書作成の手引及び作成例」を参考とする。(http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_kentikukubuturiyow_tebiki.html) 完成図書に当該説明書及び電子データを添付すると共に、施設監理者に別途1部提出する。なお、改修工事については、既存説明書の当該工事対象範囲の記載事項を更新することで当該説明書の作成に替えることができるものとする。(1.7.3) [1.8.4]</p> <p>完成時の提出図書(建築物等の利用に關する説明書を求める場合はこれを含む)を用いて、施設管理者及び使用者に取扱い説明を行う。取扱い説明の日程は、原則として工事目的物の引渡し前とし、監督職員及び施設管理者との協議に決定する。(1.7.3) [1.8.4]</p> <p>暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害(以下、「不当介入」という。)の排除については次にによる。 a) 受注者は、暴力団又は暴力団関係者から工事の施工に關して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。 b) 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。 c) 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除措置を講じなければならない。 d) 受注者が、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。</p> <p>a) 受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。 不正軽油とは、地方税法第144条の32の規定による県知事の承認を受けずに製造又は譲渡された次のものをいう。 1) 軽油と軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)を混合したもの 2) 軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)と軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)を混合して製造されたもの 3) 自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素(重油、水素等) b) 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。</p> <p>工事着手に当たり、火災等の災害の予防や、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の承諾を得て届出を行う。</p> <p>構内既存の施設(用水) ○利用できる(※有償 ※無償) ※利用できない 構内既存の施設(電力) ○利用できる(※有償 ※無償) ※利用できない 構内既存の施設を利用し、無償の場合はa)~c)による。 a) 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。 b) 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。 c) 工事用電源を既存建築物から分岐する場合は、原則として、既設分電盤の共用回路のコンセントからとする。なお、接続する回路の負荷状態等を確認し、既設負荷への波及がないようとする。また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。 構内既存の施設を利用し、有償の場合は上記a)~c)にd)~e)を加える。 d) 工事用水は、既存設備に量水器を付けて、仮設配管を施し使用するものとする。 e) 工事用電力は、原則として、既存設備に電力計を付けて、仮設配電盤を設置し、使用するものとする。 四国電力送配電網などの架空線に防護管の設置が必要な場合は、監督職員と協議する。</p> <p>※別契約工事 ・図示</p> <p>原則として再生クラッシュランを使用する。</p> <p>原則として再生砂を使用する。 その場合、六価クロム溶出試験を行い、環境基準に適合すること(0.05mg/l以下)を確認し監督職員に提出すること。</p> <p>※掘削良質土 ・砕石</p> <p>※構外搬出適切処理(搬出前に建設発生土の受入証明及び法令による許可書等を提出する) ・構内指示の場所に敷き均し ・構内指示の場所にたい積 ・構外指示の場所に処分(搬出調書等を提出する) 受入れ施設名: 受入れ場所: 構外の場合、搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影し、随時監督職員に報告する。 500m³以上を構外搬出適切処理する場合は確認結果表を作成し、再生資源利用計画の添付資料とする。 (https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/kensetuhassai-do-hansyutusaki.html)</p> <p>電気設備の設置又は変更については電気主任技術者に報告し、工事立会や竣工検査等の実施、または届け出等に必要書類図面等の提出について指示に従う。</p> <p>受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に実施内容を所定の様式で監督職員に提出すること。また、実施後、工事完成時までに所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出すること。</p>
建物名称	構造	階数	建築基準法に基づく		消防法施行令	都市計法に基づく	備考																														
校舎	鉄骨コンクリート造+鉄骨造	3階建	延べ面積	主要用途	別表第一	用途地域																															
			1,781m ²	学校																																	
資格	資格要件	配置人数																																			
1、2級交通誘導警備検定合格者(交通誘導警備員A)	交通誘導警備に關して、公安委員会が学及及び実施試験を行い、専門的な知識・技能を有すると認められたもの 警備業法における指定講習を受講したもの	人																																			
交通誘導に關し、専門的な知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B)	警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法 第2条第1項 第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に關する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの	人																																			
<p>項目 特記事項</p> <p>一般共通事項</p> <p>1 官公署その他への手続き 工事の着手・施工・完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等を遅滞なく行う。 手続き等の費用は受注者の負担とするが、以下の費用については発注者が負担する。(1.1.3) [1.1.3] ・給水装置新設分担金</p> <p>2 工事実績情報サービス(CORINS)への登録(請負金額500万円以上)(受注、変更、完成時) 登録の手続きについては、(一財)日本建設情報総合センターの「建築実績情報のコリンズ・テクリス登録に關する規約」による。(1.1.4) [1.1.4]</p> <p>3 書類の書式等 工事の着手に当たり、監督職員立会の下で設計図書等の照査及び施工監理資料作成の打合せを行い記録を登録する。 施工監理資料の内容及び水準は、監督職員が示す「施工監理資料一覧」による。(1.1.5) [1.1.5]</p> <p>4 総合工程表 原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。(1.2.1) [1.2.1]</p> <p>5 総合図 工事の施工に先立ち別途契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の承諾を受ける。(1.2.3) [1.2.3]</p> <p>6 施工図等の取扱い 施工図等の内、監督職員の承諾を要するものについては、施工監理資料作成の打合せ時に協議する。 施工図等の著作権に關する当該建物に關する使用権は、発注者に移譲するものとする。(1.2.3) [1.2.3]</p> <p>7 工事日誌 週ごとに工事の全般的な経過及び次週の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。 また、半月ごとに出来高を当初計画と共に記入し、月末には実施工程表を添付する。 電子印鑑の使用及び電子メールによる提出も可とする。(1.2.4) [1.2.4]</p> <p>8 工事写真 工事写真は1版程度とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し1部提出する。(M版紙) 撮影方法は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領(令和5年版)・同解説 工事写真の撮り方 建築編」による。 デジタル工事写真の小規模情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承諾を受ける。なお、実施については、国営建築第14号(令和5年3月1日付)「デジタル工事写真の小規模情報電子化について」による。</p> <p>9 下請負者の報告 各下請負者については、下請負契約前に「下請施工予定報告書」にて監督職員に報告する。</p> <p>10 電気保安技術者 適用する (1.3.2) [1.3.2]</p> <p>11 施工条件 施工日及び施工時間 ※ (1.3.3), [1.3.3] (1) による。 工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所 ※ 仮囲い 図示 その他の施工条件 ・M-03図参照 ・施設を利用しながらの工事となるので、作業時間・内容・大きな騒音または振動を伴う作業については施設管理者と協議のうえ、作業時間を指定する場合がある。 ・現場着手は基本夏休み期間(予定:7月18日~)に入ってからとする。準備工事等は問わない。 ・登下校時間帯や生徒の通行が多い時間帯は資機材の搬入出を避けるなどの配慮をすること。 ・登校時間帯(7時30分~8時30分)は、工事関係車両の出入りを禁止とする。また、早朝からの騒音作業等は禁止とする。 工事請負契約後、速やかに工事目的物、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。 保険期間は、工事着工のときから完成期限より24日後以降までの期間とする。 ※金銭的保証方式 ・有 ・無</p> <p>12 工事の保険</p> <p>13 契約保証</p> <p>14 前払金支出割合区分補正</p> <p>15 交通誘導警備員 交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法(昭和47年法律第117号)第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。</p>	<p>工 事 名</p> <p>高知市 都市建設部 公共建築課</p> <p>愛宕中学校南舎トイレ改修機械設備工事</p> <table border="1"> <tr> <td>係</td> <td>係長</td> <td>課長補佐</td> <td>課長</td> <td>図面番号</td> </tr> <tr> <td>下元</td> <td>戸田</td> <td>伊藤</td> <td>松本</td> <td>M - 01</td> </tr> </table> <p>図面名 特記仕様書(1) 更新日 2026.4.1 作図 2026年3月 日</p>	係	係長	課長補佐	課長	図面番号	下元	戸田	伊藤	松本	M - 01																										
係	係長	課長補佐	課長	図面番号																																	
下元	戸田	伊藤	松本	M - 01																																	

高知市 都市建設部 公共建築課 愛宕中学校南舎トイレ改修機械設備工事

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項
機械設備特記事項	※ 配管表記 (1.1.7.4準拠) [1.1.8.5準拠] a) 機械室・ピット・PS内・天井点検口・配管分岐場所には必ず表記する。 b) 表記内容は、流体・サイズ・系統名とし、場所・向き・文字サイズ等事前協議決定後に施工する。 c) 配管の識別は、原則としてJIS Z 9102によるものとし、識別方法・色合いは監督職員の指示による。 ※ 機器表記 (該当する主要機器は事前に確認する。) a) 設計記号の付いている主要機器には、カッティングシート等に表記 (管理番号・室名・設置年月等) を行う。 b) パッケージエアコン等の空調機は、室内機だけでなく室外機にも表記を行う。 c) 水中に設置する各種主要機器類は銘板 (製造社名・製造年月・型番・性能等) を設置近にも設ける。 ※ 弁には、開閉等を記入したアクリル札を取付け、風で飛んだり騒音を立てないように固定するか、表示方法を協議する。 ※ 埋設弁ボックスには、内部に系統名・管サイズ・設置年月を書いたアクリル札を入れる。 ※ 埋設弁ボックスの蓋は、流体の行き先面に蓋の付根を向ける。 ※ 排水以外の屋外埋設管には、曲がり・分岐部・その他埋設管の位置が確認できるように地中埋設標を設ける。 ※ 排水以外の屋外埋設管の埋戻し時には、GL-150mm程度に埋設表示用アルミテープを埋設する。	① 機械その他	※ メカニカル継手は伸縮可とう・難燃防止性能を有し、内外面エポキシ粉体塗装を施したもとする。 ※ 改修工事等で配管類 (ライニング配管) を切断して、やむを得ずメカニカル継手を使用する場合には、切断部の防錆処理として、JAWWA K 135規格適合品にて処置する。 ※ 原則として下図に従う。詳細は国土交通省仕様による。 (2.2.6.3準拠) [2.2.4.3準拠]	24 樹	b) 維持管理を管理業者に引継ぐ場合は、直前に水质検査 (BOD・SS・PH・大腸菌・塩素イオン) を行い、そのコピーを管理業者、施設管理者、監督職員に渡し、設計・施工・現状の注意事項を申し送ること。 ※ 見えやすい場所に、型式・施工者名・設置年月・処理能力・放流水質を記入した銘板を設置する。
総合調整	本工事に該当する工事項目に応じて、下記項目の総合調整を行い、計画書及び報告書を監督職員に提出する。 a) 風量調整 b) 水量・水圧調整 c) 室内外空気の温度測定 d) 騒音の測定 e) 室内気流及びじんあいの測定 f) 飲料水の水质測定 なお、季節により運転条件が異なる、使用開始から定常状態に入るまでに時間を要する等の理由により、工期内の測定完了が不可能な調整項目の対応については、監督職員との協議による。 (2.1.3.3準拠) [2.1.3.3準拠]	② 吊り及び支持	※ 原則として下図に従う。詳細は国土交通省仕様による。 (2.2.6.3準拠) [2.2.4.3準拠]	25 防振施工	※ コンクリート製の樹 (工場作品) には、仕上がり5cm程度に砂利又は砂等で基礎を施す。 ※ プラスチック製の樹には、コンクリート製または既製の複合材製による基礎を施す。 ※ 舗装面に設置されない樹の蓋は、周囲をモルタル等 (厚さ10cm程度) により保護する。 [下水道排水設備指針と解説準拠]
配管材料	配管の種類 場所 工種 給水 (3) 排水・通気 (22) 給湯 (20) 消火 (16) ガス (22) 冷媒 (22) 機器ドレン (22) 冷温水 (22) 冷却水 (22)	③ 埋設管の保護	※ 国土交通省仕様どおり吊り配管等施工しても、他の資材配管等と干渉する場合は張止めを適宜設ける。 ※ 屋外等で吊り金物による施工ができない場合には、プラケット等にて配管及び配管付属品を支持し、配管荷重による管の移動を抑える。 ※ 契約量水器までの埋設給水管及び埋設ガス管は管の周囲100mm程度に保護砂を入れる。 ※ 契約量水器以降の埋設給水管及び埋設消火管は簡易保護管で巻く。 ※ 排水管は管が移動しないように中心程度まで埋戻す。ただし、土圧及び上載荷重が管まきの耐荷重を超える場合は、遮断用砂で巻立て、外圧に対して管まきを保護する。 (2.2.7.1準拠) [2.2.5.1準拠] [下水道排水設備指針と解説]	26 転倒・落下・傾き防止	※ 機器の振動が建物に影響を及ぼすおそれのあるものは、適切な防振措置を施す。 ※ 電動機等により振動を生じる機器及び配管の固定部にはダブルナットやストッパーボルト等により締め、脱落防止措置を施す。ナットは、アイマークにより締付けが確認できるようにし、ナットに対するボルトの余長は3山以上を標準とする。 [公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) 準拠]
	(1) 配管用炭素鋼管 (SGP黒管:JIS G 3452) (2) 配管用炭素鋼管 (SGP白管:JIS G 3452) (3) 水道用硬質塩化ビニル管 (VP-VU:JIS K 116) (4) 水道用硬質塩化ビニル管 (VP-VU:JIS K 116) (5) 水道用耐熱性硬質塩化ビニル管 (SGP-HVA:JIS K 140) (6) 消火用硬質塩化ビニル管 (SGP-VS:WSP 041) (7) 排水用硬質塩化ビニル管 (D-VA:WSP 042) (8) 配管用ステンレス鋼管 (SUS 304 TP-A:JIS G 3459) (9) 一般配管用ステンレス鋼管 (SUS 304 TPD:JIS G 3448) (10) 断熱材被覆鋼管 (JCDA 0009) (11) 水道用架橋用ポリエチレン管 (JIS K 6787) (12) 水道用ポリエチレン管 (JIS K 6762)	④ 埋設深さ	※ 管の地中埋設深さは、原則として車両道路では管の上端より600mm以上、それ以外では300mm以上とする。ただし、寒冷地では凍結深度以上とする。 (2.2.7.2) [2.2.5.2]	27 特定天井への対応	※ 天吊り機器等の施工方法は、「建築物における天井脱落対策に係る技術基準」に適合すること。
	設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.1.2準拠) [2.2.1.1準拠]	⑤ 防食措置	※ 鋼管、鉛管のコンクリート内配管にはプラスチックテープ1/2重ね1回巻きとする。 (2.2.7.3準拠) [2.2.5.3準拠] ※ 地中に埋設する鋼鉄管・鋼鉄異形管・メカニカル継手・特殊継手類にはポリエチレンスリーブ等の被覆を講じること。 [給水設置工事施工要領]	28 耐震施工	設備機器の固定等は、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針 (2014年版)」及び建設大臣官房官庁営繕部監修の「官庁施設の総合耐震計画基準及び両併設 (平成8年版)」による。局部震度法による設計用標準震度は、構造体の耐震安全性の分類、設備機器の重要度及び設置位置により選定する。1.0kg以上の機器に適用し、それ以下の機器については監督職員と協議する。 給湯設備の転倒防止措置は、建築基準法施行令第129条の2の7第2号及び同令に基づく告示 (平成24年国土交通省告示第1447号) の定めによる。 なお、施工に先立ち、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承認を受けるものとする。
	弁の使用区分 系統名 弁名称 寸法区分 規格 耐圧	⑥ 保温工事	保温の種類 場所 工種 給水 a(n) VII 排水 給湯 冷媒 矩形ダクト 丸形ダクト 弁・継手類	⑦ 養生	局所震度法による建築設備機器及び水種別の設計用標準水平震度 施設の種類 ・ 特定の施設 ・ 一般の施設 地域係数 1.0 設計用給湯地震力 設計水平地震力の1/2 重要機器 防災機器 火を使用する機器 タンク類 消火設備機器
	設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.2.1準拠) [2.2.1.1準拠]	⑧ 塗装	(i) ロックウール保温材 (ii) グラスウール保温材 (iii) ポリステレンフォーム保温材 (iv) 簡易保温管10mm (v) 簡易保温管20mm (vi) 簡易耐熱保温管10mm (vii) 簡易耐熱保温管20mm 設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.3.1.1準拠) [2.3.1.1準拠]	⑨ 別途工事	・ スリーブ及び格入れの補修 ・ ガラリ ・ 窓枠アルミパネル ・ 床点検口 ・ 天井点検口 ・ 洗面化粧台水栓及び排水金物 ・ キッチン水栓及び排水金物 ・ シャワーユニット水栓及び排水金物 ・ レンジフードファン ・ シャワーユニット換気扇 ・ 化粧鏡 (一般使用) ・ 化粧鏡 (多機能使用) ・ 給湯機器及び空調機器のリモコン記録用配管 ・ コンクリート基礎 ・ 室外機 ・ ポンペド
	設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.2.1準拠) [2.2.1.1準拠]	⑩ 非破壊検査	⑪ 断熱	30 支給品	・ 消火器 ・ ガス漏れ警報器 ・ 電圧調整器
	設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.2.1準拠) [2.2.1.1準拠]	⑫ 断熱	⑫ 断熱	メーカーリスト	機材名 メーカー名 衛生陶器 TOTO, LIXIL 水栓金具類 TOTO, LIXIL, 三栄水栓 FRP水箱 三菱樹脂、日立化成、積水、プリヂストン うず巻ポンプ 荏原、日立、テラル、川本 水中モーターポンプ 荏原、日立、テラル、川本、鶴見 汚水・汚物ポンプ 荏原、日立、テラル、川本、鶴見、新明和 電気温水器 四菱テック、ユパック、日本電熱、パナソニック、三菱、日立 厨房機器 日本調理、フジマック、北沢、ホシザキ四国、タニコー、マルゼン 小型銅板ボイラー 巴、昭和、愛知、ネボシ、ヒラカワ FRP貯水水箱 三菱樹脂、日立化成、ホーコス ルームエアコン ダイキン、三菱、日立、パナソニック、日本キャリア パッケージエアコン ダイキン、三菱、日立、パナソニック、日本キャリア 冷温水発生機 矢崎、日立、荏原、川重、三菱重工 エアハンドリングユニット 新晃、ダイキン、三菱、昭和、パナソニック、日立、木村、日本キャリア、三菱重工 送風機 テラル、荏原、パナソニック、香山、ミツヤ、旭電業 冷却塔 矢崎、日立、荏原シノワ、豊研、日本スピンドル 自動制御機器 アズビル、ジョンソンコントロールズ ロールフィルター 日本スピンドル、東洋空気調和、日本エアフィルタ 全熱交換形換気扇 三菱、パナソニック、テラル、日本キャリア、日立、ダイキン その他 国土交通省仕様適合品
	設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.2.1準拠) [2.2.1.1準拠]	⑬ 断熱	⑬ 断熱	打合せ事項	官公庁等名 打合せ日時 令和 年 月 日 打合せ事項 官公庁等名 打合せ日時 令和 年 月 日 打合せ事項 官公庁等名 打合せ日時 令和 年 月 日 打合せ事項
	設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.2.1準拠) [2.2.1.1準拠]	⑭ 断熱	⑭ 断熱		工 事 名 係 係長 課長補佐 課長 図面番号 M-02
	設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.2.1準拠) [2.2.1.1準拠]	⑮ 断熱	⑮ 断熱		図 面 名 特記仕様書 (2) 更新日 2025.10.1 作 図 2026 年 3 月 日
	設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.2.1準拠) [2.2.1.1準拠]	⑯ 断熱	⑯ 断熱		
	設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.2.1準拠) [2.2.1.1準拠]	⑰ 断熱	⑰ 断熱		
	設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.2.1準拠) [2.2.1.1準拠]	⑱ 断熱	⑱ 断熱		
	設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.2.1準拠) [2.2.1.1準拠]	⑳ 断熱	⑳ 断熱		
	設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.2.1準拠) [2.2.1.1準拠]	㉑ 断熱	㉑ 断熱		
	設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.2.1準拠) [2.2.1.1準拠]	㉒ 断熱	㉒ 断熱		
	設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.2.1準拠) [2.2.1.1準拠]	㉓ 断熱	㉓ 断熱		
	設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.2.1準拠) [2.2.1.1準拠]	㉔ 断熱	㉔ 断熱		
	設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.2.1準拠) [2.2.1.1準拠]	㉕ 断熱	㉕ 断熱		
	設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.2.1準拠) [2.2.1.1準拠]	㉖ 断熱	㉖ 断熱		
	設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.2.1準拠) [2.2.1.1準拠]	㉗ 断熱	㉗ 断熱		
	設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.2.1準拠) [2.2.1.1準拠]	㉘ 断熱	㉘ 断熱		
	設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.2.1準拠) [2.2.1.1準拠]	㉙ 断熱	㉙ 断熱		
	設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.2.1準拠) [2.2.1.1準拠]	㉚ 断熱	㉚ 断熱		
	設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.2.1準拠) [2.2.1.1準拠]	㉛ 断熱	㉛ 断熱		
	設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.2.1準拠) [2.2.1.1準拠]	㉜ 断熱	㉜ 断熱		
	設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.2.1準拠) [2.2.1.1準拠]	㉝ 断熱	㉝ 断熱		
	設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.2.1準拠) [2.2.1.1準拠]	㉞ 断熱	㉞ 断熱		
	設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.2.1準拠) [2.2.1.1準拠]	㉟ 断熱	㉟ 断熱		
	設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.2.1準拠) [2.2.1.1準拠]	㊱ 断熱	㊱ 断熱		
	設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.2.1準拠) [2.2.1.1準拠]	㊲ 断熱	㊲ 断熱		
	設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.2.1準拠) [2.2.1.1準拠]	㊳ 断熱	㊳ 断熱		
	設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.2.1準拠) [2.2.1.1準拠]	㊴ 断熱	㊴ 断熱		
	設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.2.1準拠) [2.2.1.1準拠]	㊵ 断熱	㊵ 断熱		
	設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.2.1準拠) [2.2.1.1準拠]	㊶ 断熱	㊶ 断熱		
	設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.2.1準拠) [2.2.1.1準拠]	㊷ 断熱	㊷ 断熱		
	設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.2.1準拠) [2.2.1.1準拠]	㊸ 断熱	㊸ 断熱		
	設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.2.1準拠) [2.2.1.1準拠]	㊹ 断熱	㊹ 断熱		
	設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.2.1準拠) [2.2.1.1準拠]	㊺ 断熱	㊺ 断熱		
	設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.2.1準拠) [2.2.1.1準拠]	㊻ 断熱	㊻ 断熱		
	設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.2.1準拠) [2.2.1.1準拠]	㊼ 断熱	㊼ 断熱		
	設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.2.1準拠) [2.2.1.1準拠]	㊽ 断熱	㊽ 断熱		
	設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.2.1準拠) [2.2.1.1準拠]	㊾ 断熱	㊾ 断熱		
	設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.2.1準拠) [2.2.1.1準拠]	㊿ 断熱	㊿ 断熱		
	設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。 (2.2.2.1準拠) [2.2.1.1準拠]	㊿ 断熱	㊿ 断熱		



附近見取図

工事概要	
・	既存トイレ（固面指定箇所）の乾式に伴う給排水衛生設備工事。
・	和風便器を洋風便器に更新
・	トイレ改修に伴う換気設備工事

凡例	
—	キャップ及プラグ止
---	既設配管（薄線）を示す
---	新設配管（濃線）を示す
—★—	既設配管に接続
////	撤去配管を示す（立上配管共）
◎	取目穴の補修
■	量水器を示す
△	流水方向を示す
○	埋設管を示す
■	撤去箇所を示す

仮設トイレ（快通トイレ）（男性：大便器4台 女性：5台）
 簡易水洗式・腰掛便器タイプ・汲み取り式・消毒液×20本
 ※仮設トイレはリース品とする。
 ※設置期間は60日間
 ※設置期間中の保守管理（清掃・備品管理）は、別途とする。
 ※設置位置は施設関係者と協議の上決定する事。
 手洗いユニット（1基）
 ※仮設給水配管20A（合計50m程度）

【改修対象施設】
 高知市相模町1番54号 愛宕中学校
 施設用途：中学校
 主要構造：鉄筋コンクリート造+鉄骨造 3階建て

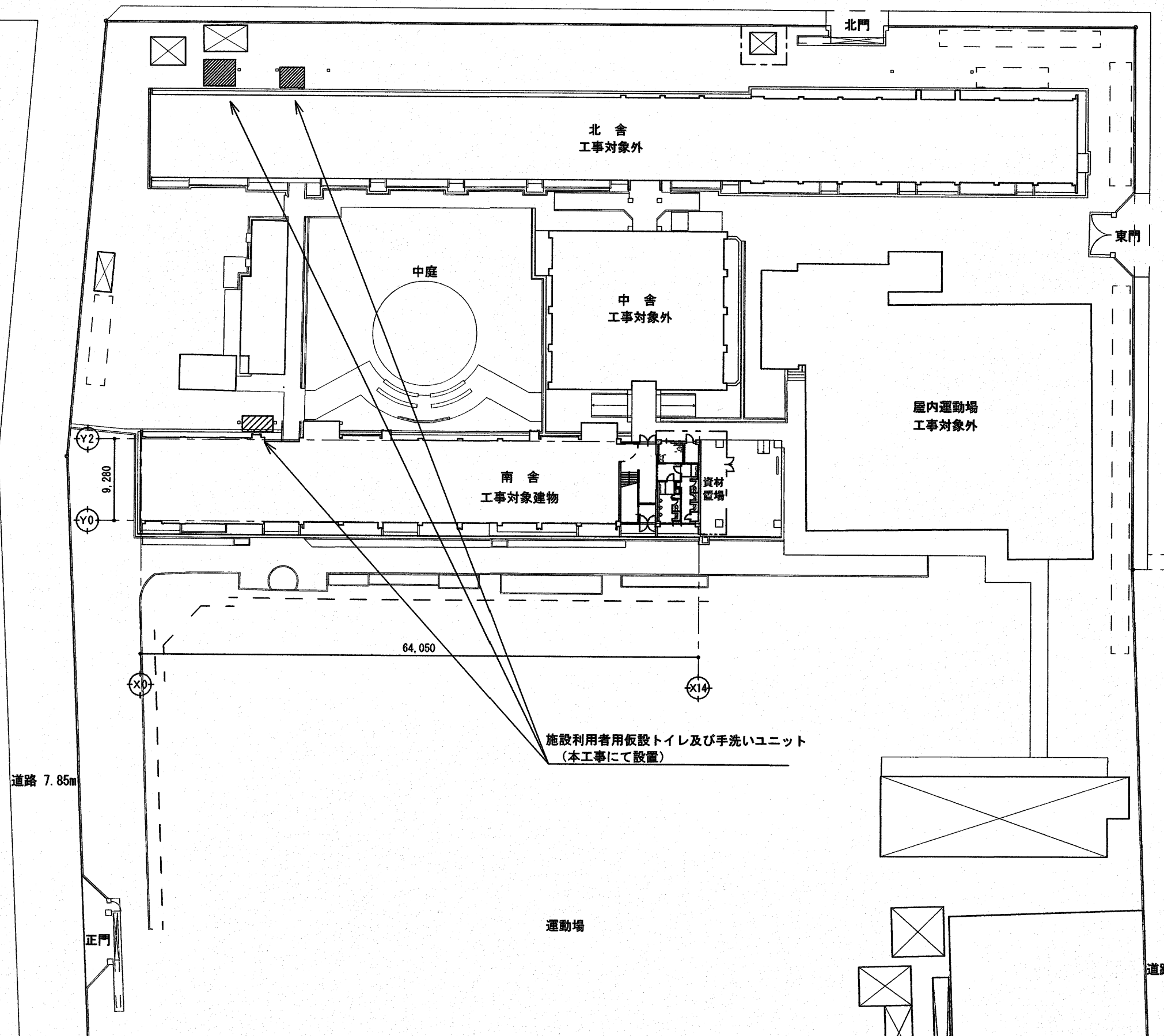
【施工条件等】

- 施設を利用しながらの工事となるため、日常的な清掃を行い、作業時間・作業内容・騒音及び振動を伴う作業については、施設管理者と協議の上、作業時間等に配慮すること。
- 原則工事範囲内以外に資材等ものを置かないこと。資材置場等、止むを得ないものは学校側と協議を行い了承を得ること。
- 原則外部足場からの搬出入とする。但し学校側と協議の上、学校運営に支障がなく安全確保もできることを前提に承諾を得られる場合は、屋内廊下・階段からの資材搬入もよいこととする。
- 仮囲い等は、作業時間外には必ず撤去すること。
- 下記日程は、現場作業不可とする。

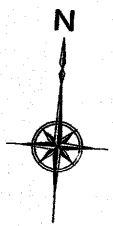
令和8年 7月27日(月)終日、7月28日(火)終日
 10月22日(木)終日、10月23日(金)終日

令和8年 8月4日(火)午前、8月20日(木)終日
 8月25日(火)午前、9月2日(水)終日
 10月8日(木)終日、10月9日(金)終日

※なお、学校行事予定が変更になる等、作業可能となる場合もあるため、事前に施設管理者に確認すること。



配置図 S=1/500



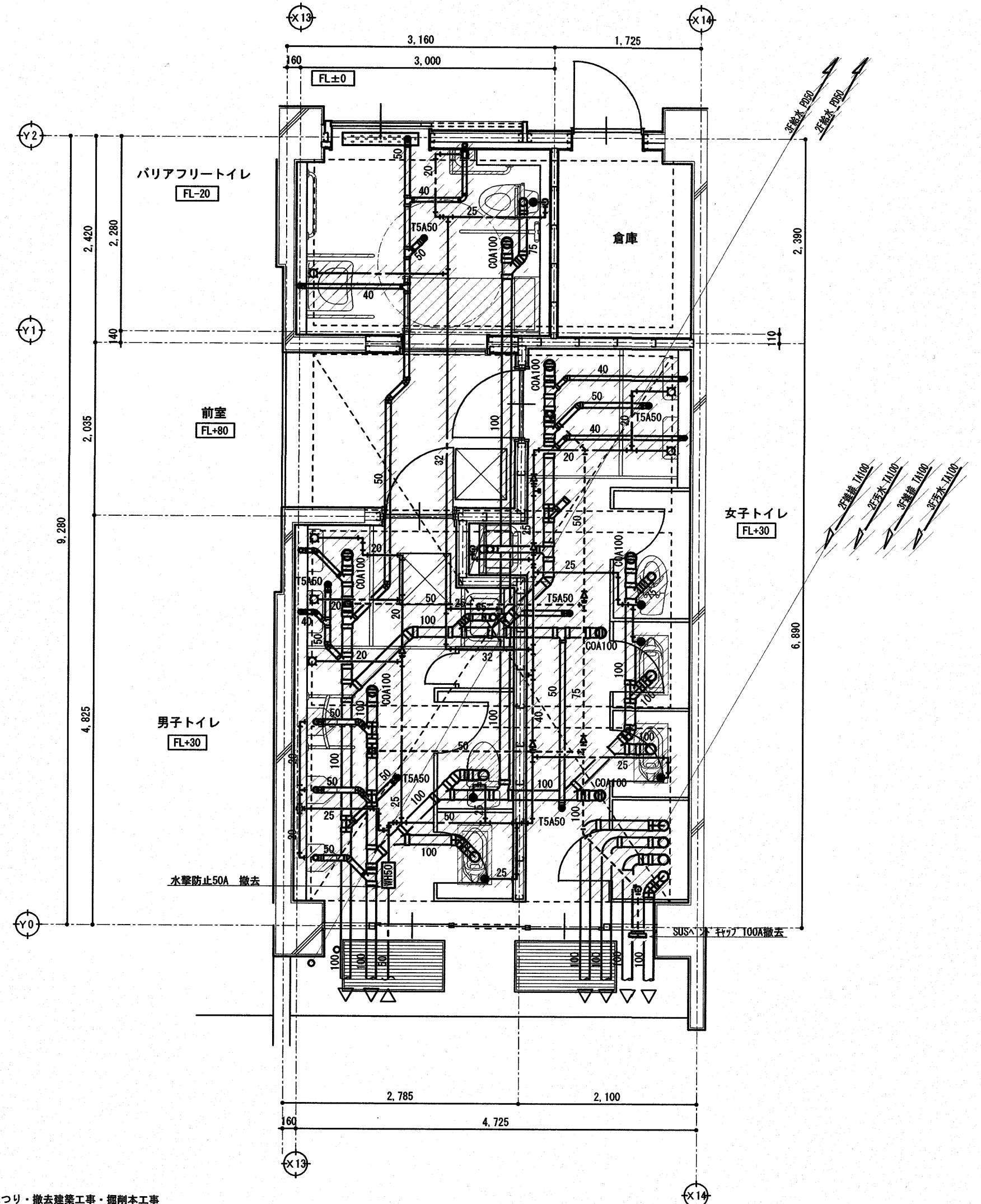
撤去器具リスト

器具名称	摘要	男子トイレ	女子トイレ	バリアフリートイレ	合計
和風便器	C375VF、TV152MCV6	1	2	—	3
洋風便器	C480S、TV140BRRV3	1	1	1	3
小便器	U307、T60P	3	—	—	3
手洗器	L590、TL597A	2	2	1	5
化粧鏡	TS119FEAYS	2	2	1	5
紙巻器	—連	2	3	1	6
掃除流し	SK22A	1	1	—	2
I型手摺	—	—	—	1	1
L型手摺	—	—	—	1	2
小便器手摺	—	1	—	—	1
可動式手摺	バリアフリートイレ用	—	—	1	1
洗面器	バリアフリートイレ用	—	—	1	1
ヘッド	折り畳み式	—	—	1	1
給水栓	I3A	1	—	—	1
床排水金物	T5A-50	2	3	1	6
床上掃除口	COA100	2	4	1	7
バントキップ	通気用100A	—	1	—	1

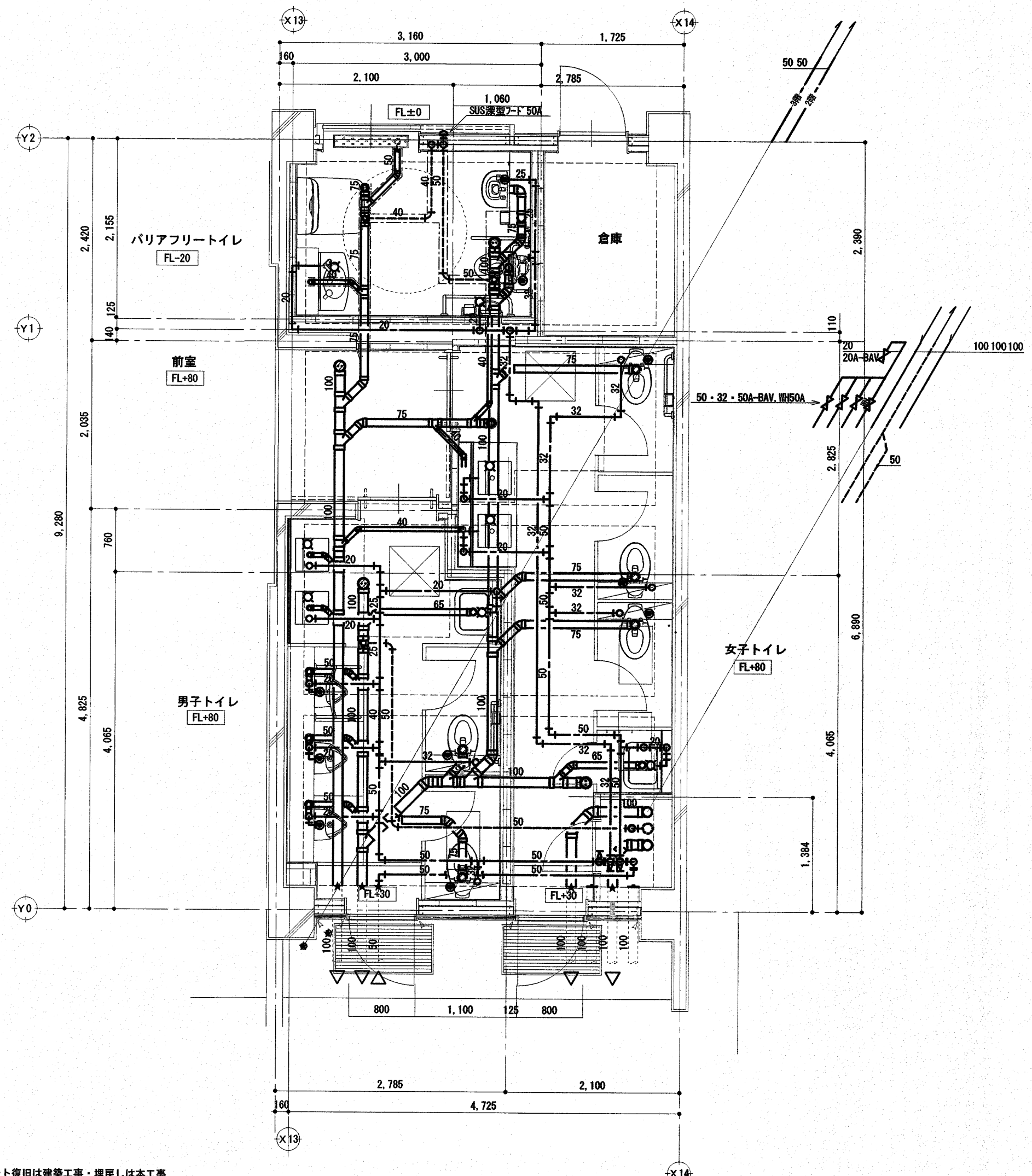
改修器具リスト

器具名称	参考品番	摘要	バリア
洋風便器	TOTO : CS494NNS, TES47UR, THE24, T56PH×2, HP4307 LIXIL : C-P25S, OKC-AT7114A, CF-103BB, OKC-8BY, CF-115-1, CF-115-2, CF-51B	自動フラッシュ付	1
前丸便座	TOTO : TC301V6W LIXIL : CF-49CT	蓋無・フタ閉止	1
紙巻器	TOTO : YH117 LIXIL : CF-32H		1
膝上げ手摺	TOTO : T112KH7R, T110D17S LIXIL : KF-471EH70JU, AY-68×4		1
L型手摺	TOTO : T112CL11, T110D3R×3 LIXIL : KF-926AE80D25J, AY-55FN×3		1
洗面器	TOTO : L270D, TLE28S51A, TLPD2105JA, TL220D LIXIL : L-275FOR, AM-300V1, LF-WN7PF, SF-10E, KF-30DN		1
手洗器	TOTO : LSE570APS LIXIL : ANL-71U2AM		1
拭拭台	TOTO : UAS01R0B2M, UTR141 LIXIL : PTOM-B210W, PTOM-ESCR		1
化粧鏡	TOTO : YM6075F LIXIL : KF-5075A		1
バビシート	TOTO : YKA24M, T110D17S, TS110D28 LIXIL : AC-OK-F11, KF-D17		1
床上掃除口	COA80		1
床上掃除口	COA100		1

器具名称	参考品番	摘要	女子	男子	合計
洋風便器	TOTO : CS494NNS, TS153S, T56PH×2, HP4307 LIXIL : C-P25S, CF-T7114A, CF-103BB, CF-115-1, CF-115-2, CF-51B	フラッシュ付 (バリアフリー)	3	2	5
前丸便座	TOTO : TC301V6W LIXIL : CF-49CT	蓋無・フタ閉止	3	2	5
紙巻器	TOTO : YH117 LIXIL : CF-32H		3	2	5
小便器	TOTO : UH500, T6600PN, T9R LIXIL : U-408RU, UF-3JT, UF-506BWP, SF-10E	フラッシュ付 低バリア	—	3	3
小便器用手摺	TOTO : T112CU22, T110D3R×4 LIXIL : KF-701AEJ, AY-55FN×4		—	1	1
L型手摺	TOTO : T112CL9, T110D3R×3 LIXIL : KF-920AE70D12, AY-55FN×3		1	1	2
掃除流し	TOTO : SK22A, T23AE020C, T37S0EP, TN114, T9R, TK22 LIXIL : S-202A, LF-7E-19-U, SF-20SAF-P, SF-10E, SF-202		1	1	2
カウンター洗面器	TOTO : NK50L1500J, TL011AR×2, M357W×2, TL04BF×2, M9P40A×3 LIXIL : NB-501KD5WL, LF-E02×2, LF-105PAL-H×2, LF-3V382W80×2, MBF-50A×3	1500・洗面器×2・バリア水栓 2方エプロン	1	—	1
カウンター洗面器	TOTO : NK50C1500J, TL011AR×2, M357W×2, TL04BF×2, M9P40A×3 LIXIL : NB-501KD5WS, LF-E02×2, LF-105PAL-H×2, LF-3V382W80×2, MBF-50A×3	1500・洗面器×2・バリア水栓 1方エプロン	—	1	1
化粧鏡	TOTO : YM3545F LIXIL : KF-3545A		2	2	4
床上掃除口	COA80		1	0	1
床上掃除口	COA100		1	2	3



※土間コンクリートはつり・撤去建築工事・掘削本工事
【給排水衛生設備】1階トイレ平面詳細図 (現況・撤去図) S=1:50



※土間コンクリート復旧は建築工事・埋戻しは本工事
【給排水衛生設備】1階トイレ平面詳細図 (改修図) S=1:50

株式会社 T-ARCH 設備設計
〒780-8052 高知市鴨部1丁目6番12号
TEL 088-854-3430
FAX 088-840-5056

作図	宇賀備介
担当	中越俊輔
検印	片岡登文

高知市都市建設部公共建築課

係	保長	課長補佐	課長
下元	戸田	伊藤	松本

工事名
愛宕中学校南舎トイレ改修機械設備工事

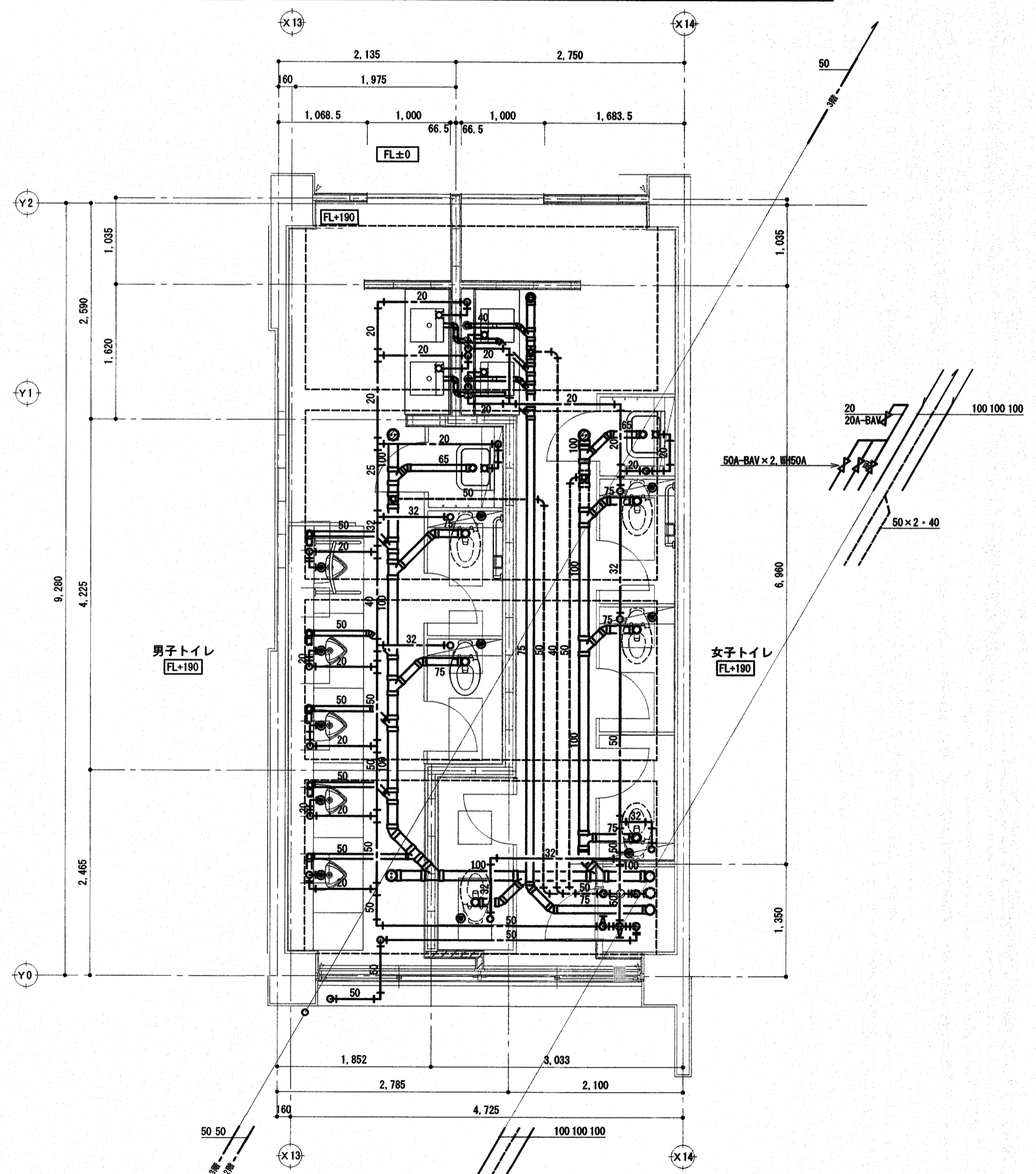
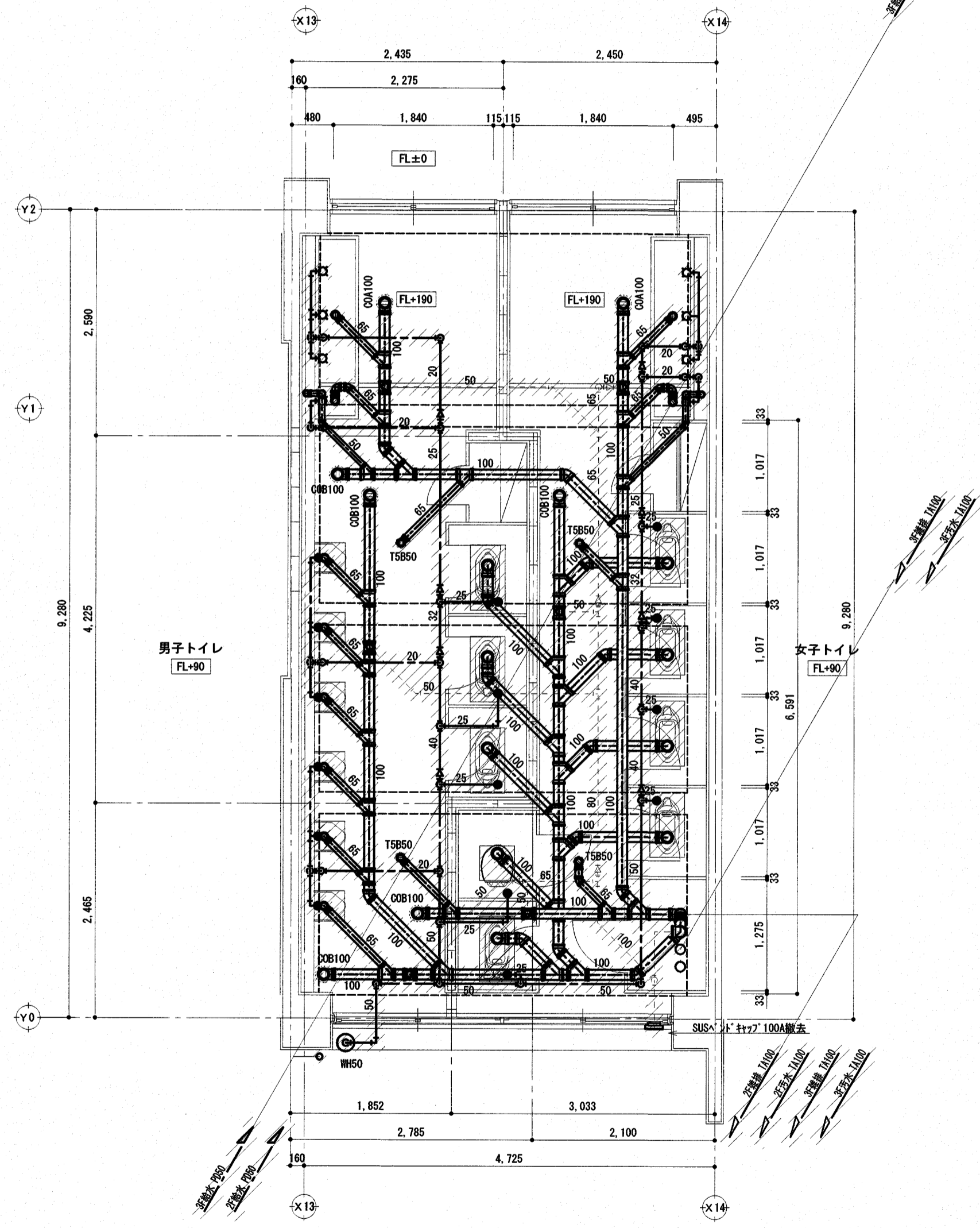
図面名称	【給排水衛生設備】1階トイレ平面詳細図 (現況・撤去・改修図)	図面No.	M-04
設計年月日	2025.12	SCALE A2	SCALE A3
		1/50	

撤去器具リスト

器具名称	概要	男子トイレ	女子トイレ	合計
和風便器	C375VF、TV152MCV6	3	5	8
洋風便器	C480S、TV140BRRV3	—	1	1
小便器	U307、T60P	6	—	6
化粧鏡	TS119FEAY5	2	2	4
紙巻器	一連	3	6	9
給水栓		4	4	8
床排水金物	T5B-50	2	2	4
床上掃除口	COA100	1	1	2
床上掃除口	COB100	4	1	5
パントリー	通気用100A	—	1	1

改修器具リスト

器具名称	参考品番	概要	女子	男子	合計
洋風便器	TOTO : CS494NHNS、TS153S、T56PH×2、HP4307 LIXIL : C-P25S、CF-17114A、CF-103BB、CF-115-1、CF-115-2、CF-51B	フランクフルト型 (1m ² -式)	4	2	6
前丸便座	TOTO : TC301V6W LIXIL : CF-49CT	蓋無・フタ閉止	4	2	6
紙巻器	TOTO : YH117 LIXIL : CF-32H		4	2	6
小便器	TOTO : UFH500、T6600PH、T9R LIXIL : U-406RU、UF-3JT、UF-506BWP、SF-10E	フランクフルト型 座リフト	—	5	5
小便器用手摺	TOTO : T112CU22、T110D3R×4 LIXIL : KF-701AEJ、AY-55FN×4		—	1	1
L型手摺	TOTO : T112CL9、T110D3R×3 LIXIL : KF-920AE70D12、AY-55FN×3		1	1	2
掃除流し	TOTO : SK22A、T23AE020C、T37SGEP、TN114、T9R、TK22 LIXIL : S-202A、LF-7E-19-U、SF-20SAF-P、SF-10E、SF-202		1	1	2
カウンター洗面器	TOTO : MK50C1500UJ、TLC11AR×2、M357W×2、TLC4BF×2、M9P40A×3 LIXIL : MB-501K05WS、LF-E02×2、LF-105PAL-H×2、LF-3V382W80×2、MBF-50A×3	1500L・洗面器×2・1m ² -水栓 1方エプロン	1	1	2
化粧鏡	TOTO : YM3545F LIXIL : KF-3545A		2	2	4
床上掃除口	COA80		1	—	1
床上掃除口	COA100		1	2	3



【給排水衛生設備】2階トイレ平面詳細図 (現況・撤去図) S=1:50

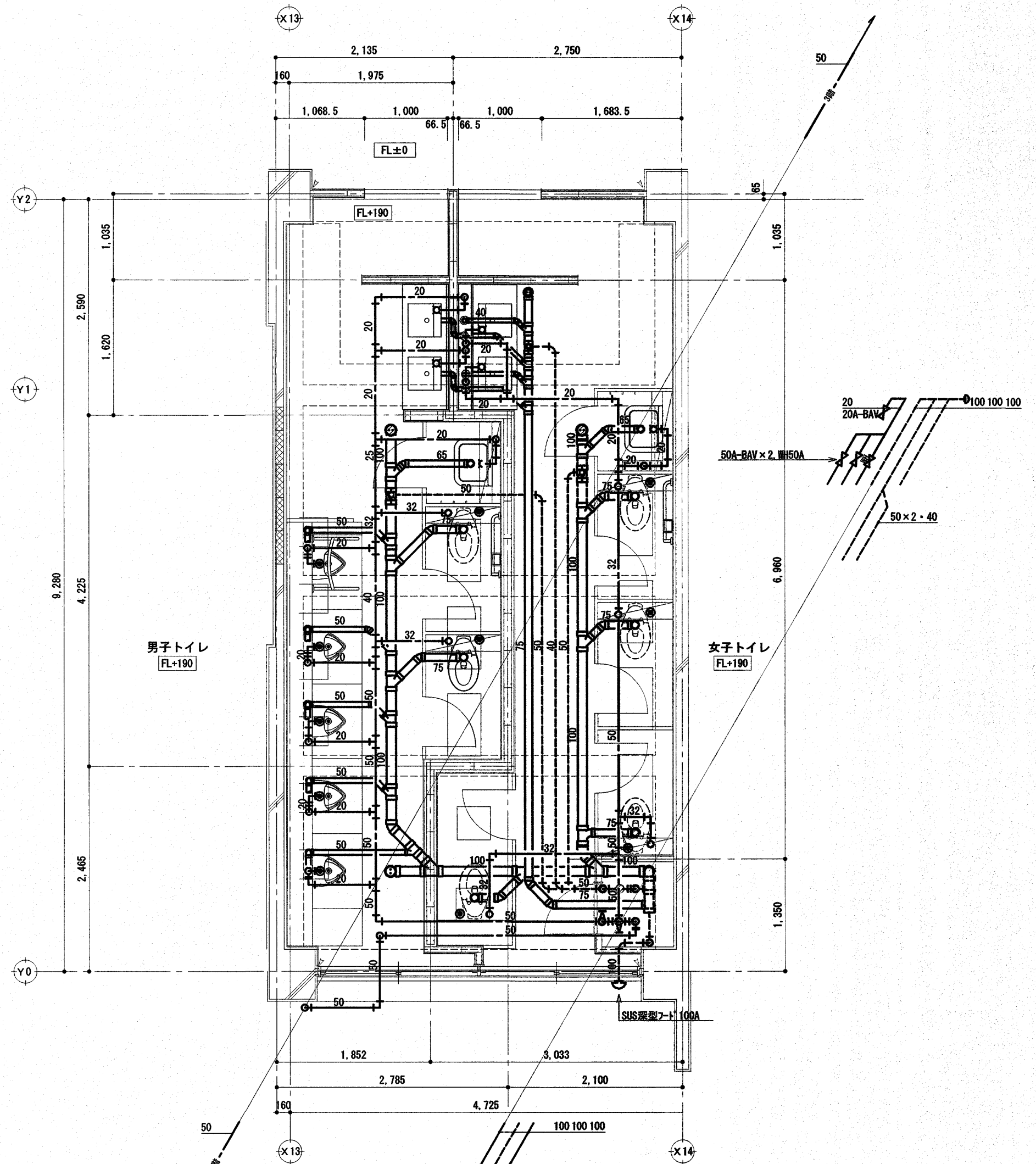
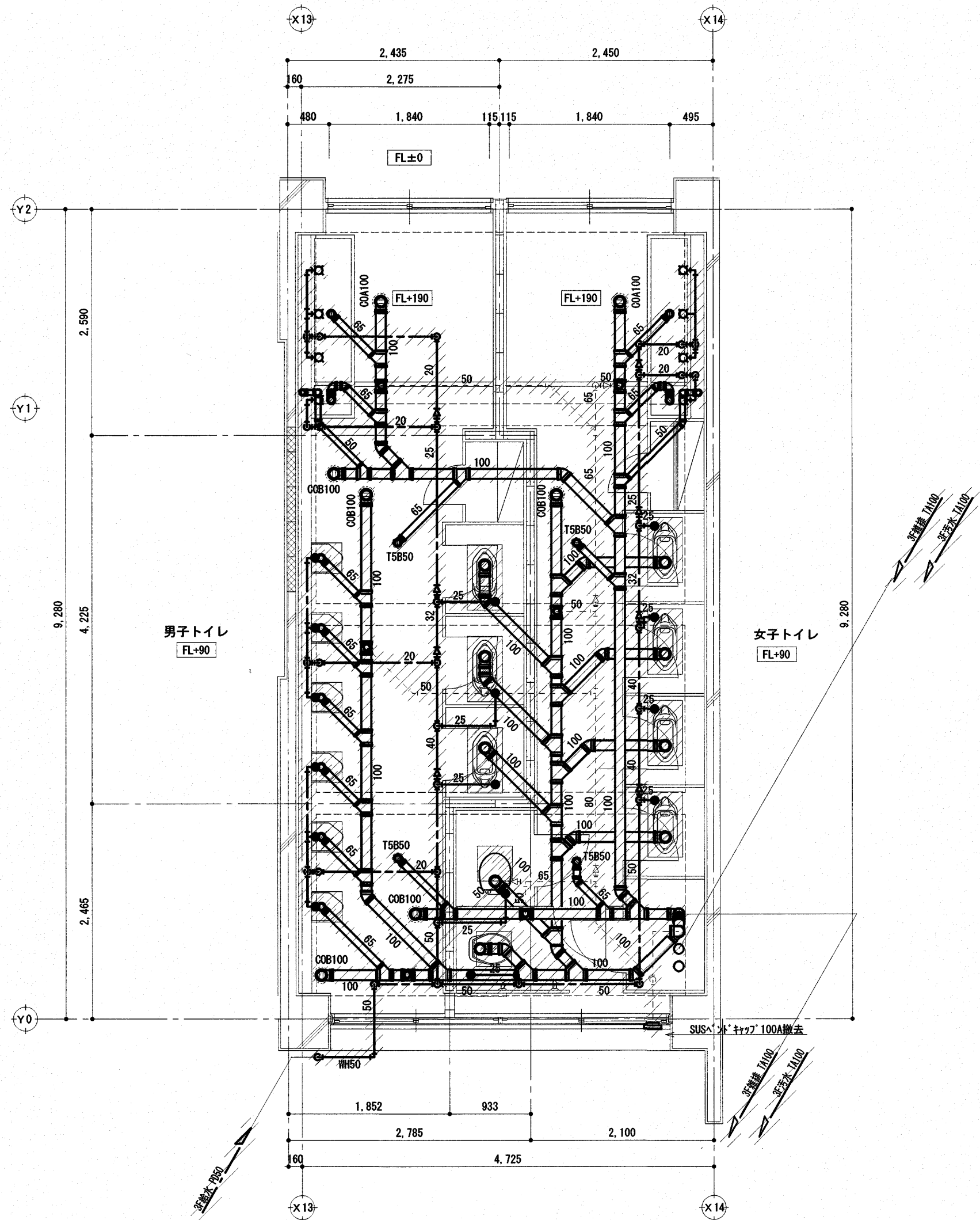
【給排水衛生設備】2階トイレ平面詳細図 (改修図) S=1:50

撤去器具リスト

器具名称	摘要	男子トイレ	女子トイレ	合計
和風便器	C375VF、TV152MCV6	3	4	7
洋風便器	C480S、TV140BRV3	—	2	2
小便器	U307、T60P	6	—	6
化粧鏡	TS119FEAY5	2	2	4
紙巻器	一連	3	6	9
L型手摺	—	—	1	1
給水栓	13A	4	4	8
床排水金物	T5B-50	2	2	4
床上掃除口	COA100	1	1	2
床上掃除口	COB100	4	1	5
ベントキップ	通気用100A	—	1	1

改修器具リスト

器具名称	参考品番	摘要	女子	男子	合計
洋風便器	TOTO : CS494MNS, TS153S, T56PH×2, NP4307 LIXIL : C-P25S, CF-T7114A, CF-103BB, CF-115-1, CF-115-2, CF-51B	フラッシュノック(レバー式)	4	2	6
前丸便座	TOTO : TC3016W LIXIL : CF-49GT	蓋無・ソフト閉止	4	2	6
紙巻器	TOTO : YH117 LIXIL : CF-32H		4	2	6
小便器	TOTO : UFH500, T6600PM, T9R LIXIL : U-406RU, UF-3JT, UF-506BWP, SF-10E	フラッシュノック 低キック	—	5	5
小便器用手摺	TOTO : T112CU22, T110D3R×4 LIXIL : KF-701AEJ, AY-55FN×4		—	1	1
L型手摺	TOTO : T112CL9, T110D3R×3 LIXIL : KF-920AE70D12, AY-55FN×3		1	1	2
掃除流し	TOTO : SK22A, T23AEQ20C, T37S6EP, TN114, T9R, TK22 LIXIL : S-202A, LF-7E-19-U, SF-20SAF-P, SF-10E, SF-202		1	1	2
カッカ洗面器	TOTO : MK50C1500J, TLC11AR×2, M357W×2, TLC4BF×2, M9P40A×3 LIXIL : MB-501KD5WS, LF-E02×2, LF-105PAL-H×2, LF-3V382W80×2, MBF-50A×3	1500L・洗面器×2・レバー水栓 1方エプロン	1	1	2
化粧鏡	TOTO : YM3545F LIXIL : KF-3545A		2	2	4
床上掃除口	COA80		1	—	1
床上掃除口	COA100		1	2	3



【給排水衛生設備】3階トイレ平面詳細図 (現況・撤去図) S=1:50

【給排水衛生設備】3階トイレ平面詳細図 (改修図) S=1:50

【換気】改修機器リスト

記号	機器名称	摘要	参考処理能力	出力	電源	備考	台数
FE 1	パイプファン 電気式シャッター	角形格子φ200 電源コード	排気 330m ³ /h 程度	15W程度	1φ100V	SUS深型バンドキャップφ200 (防鳥網共)	1
FE 2	天井換気扇	低騒音形φ150	排気 400m ³ /h 程度	50W程度	1φ100V	SUS深型バンドキャップφ150 (防鳥網共)	2
FE 3	天井換気扇	低騒音形φ150	排気 570m ³ /h 程度	90W程度	1φ100V	SUS深型バンドキャップφ150 (防鳥網共)	4

1階バリアフリートイレ換気計算

トイレ10回換気
気積=6.89m²×2.4mH=16.552m³
気積×10回=16.552×10=165.52m³/h

1階男子トイレ換気計算

トイレ10回換気
気積=22.9m²×2.4mH=30.96m³
気積×10回=30.96×10=309.6m³/h

2・3階男子トイレ換気計算

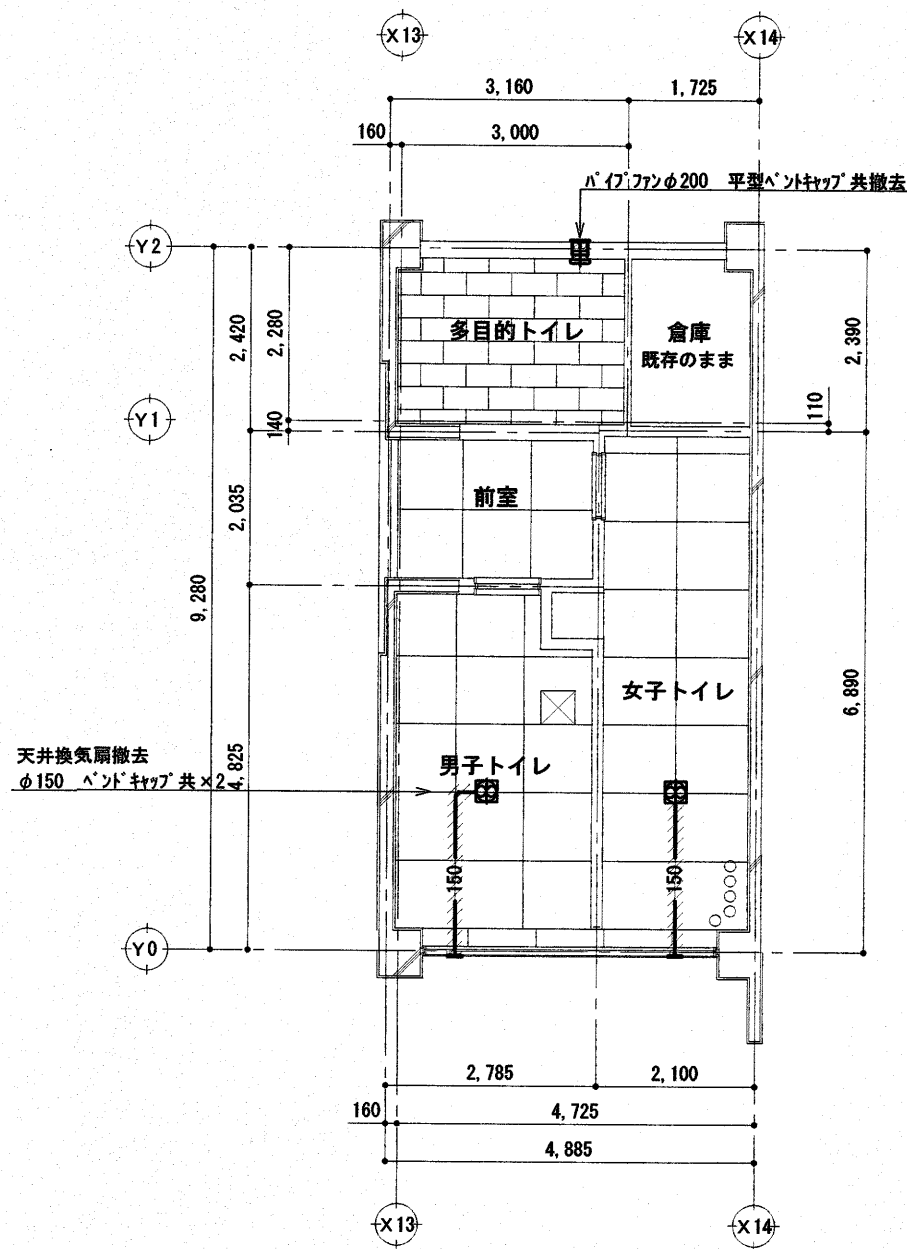
トイレ10回換気
気積=22.9m²×2.4mH=30.96m³
気積×10回=30.96×10=309.6m³/h

1階女子トイレ換気計算

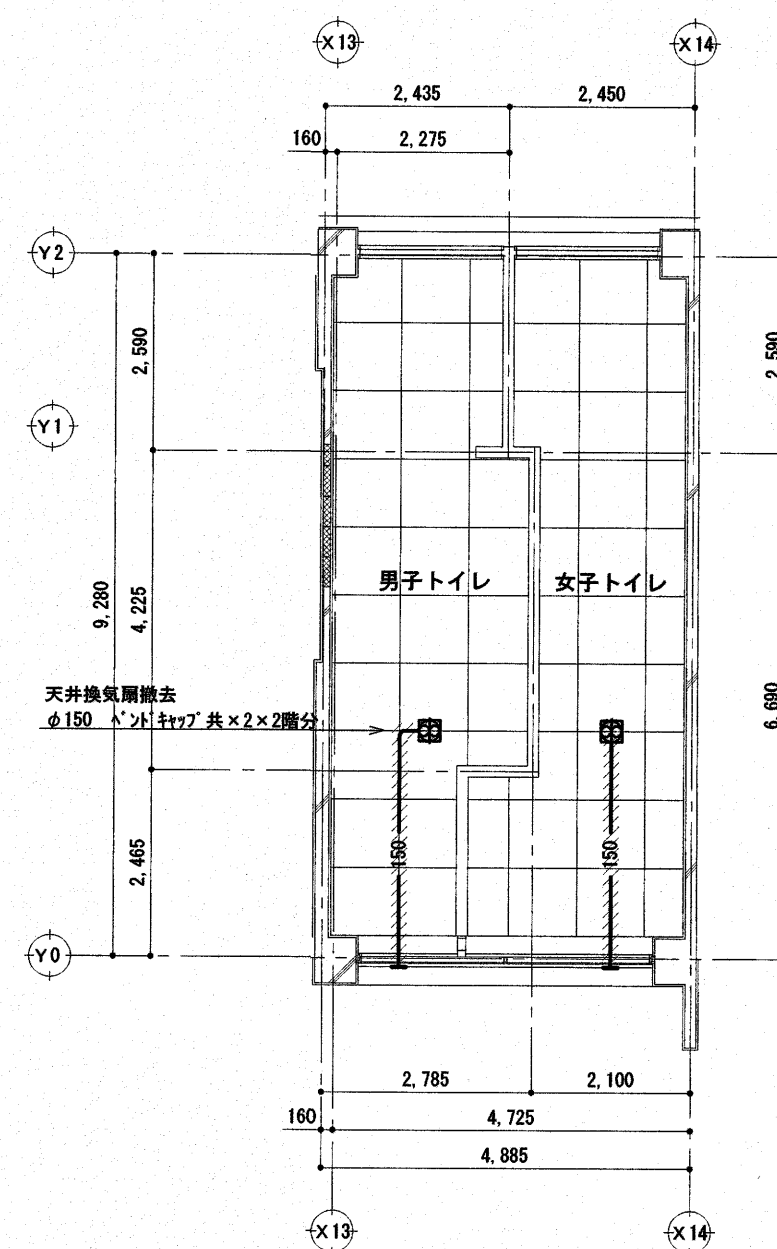
トイレ10回換気
気積=18.46m²×2.4mH=39.504m³
気積×10回=39.504×10=395.04m³/h

2・3階女子トイレ換気計算

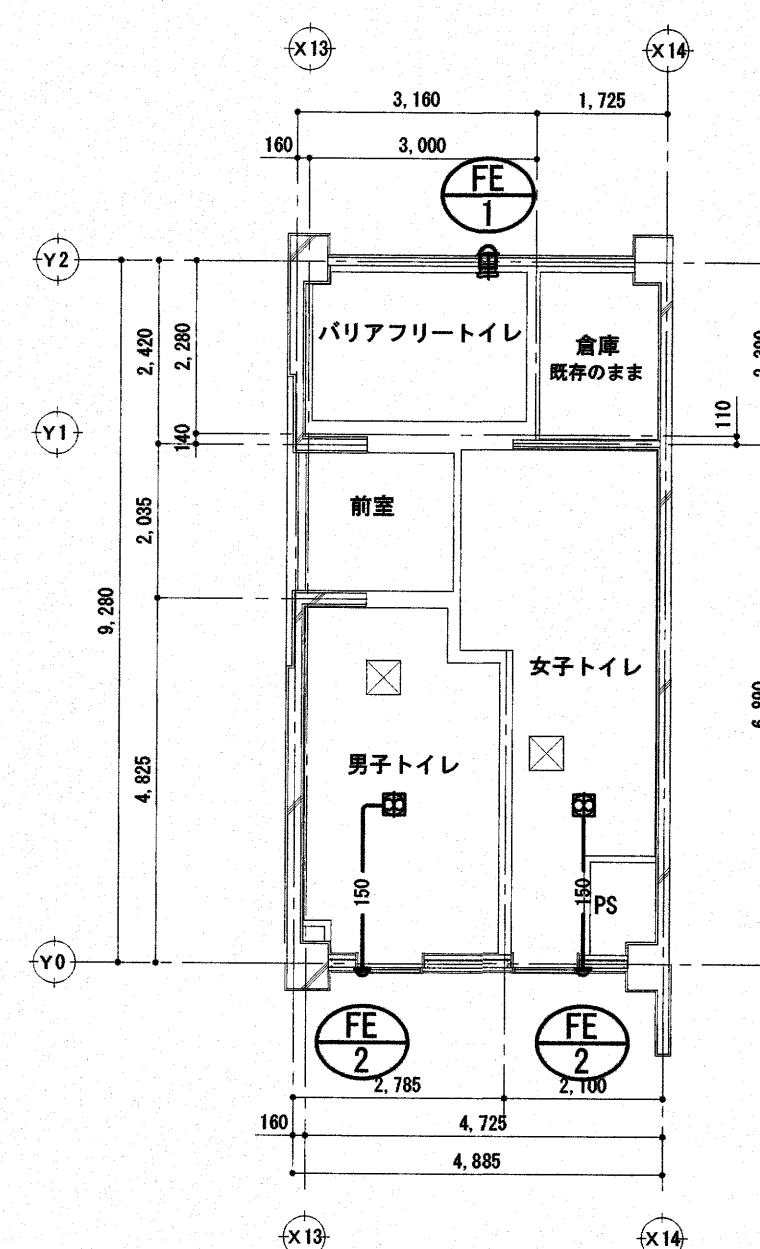
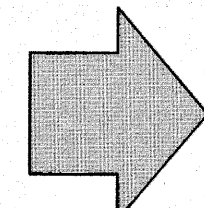
トイレ10回換気
気積=23.6m²×2.4mH=56.64m³
気積×10回=56.64×10=566.4m³/h



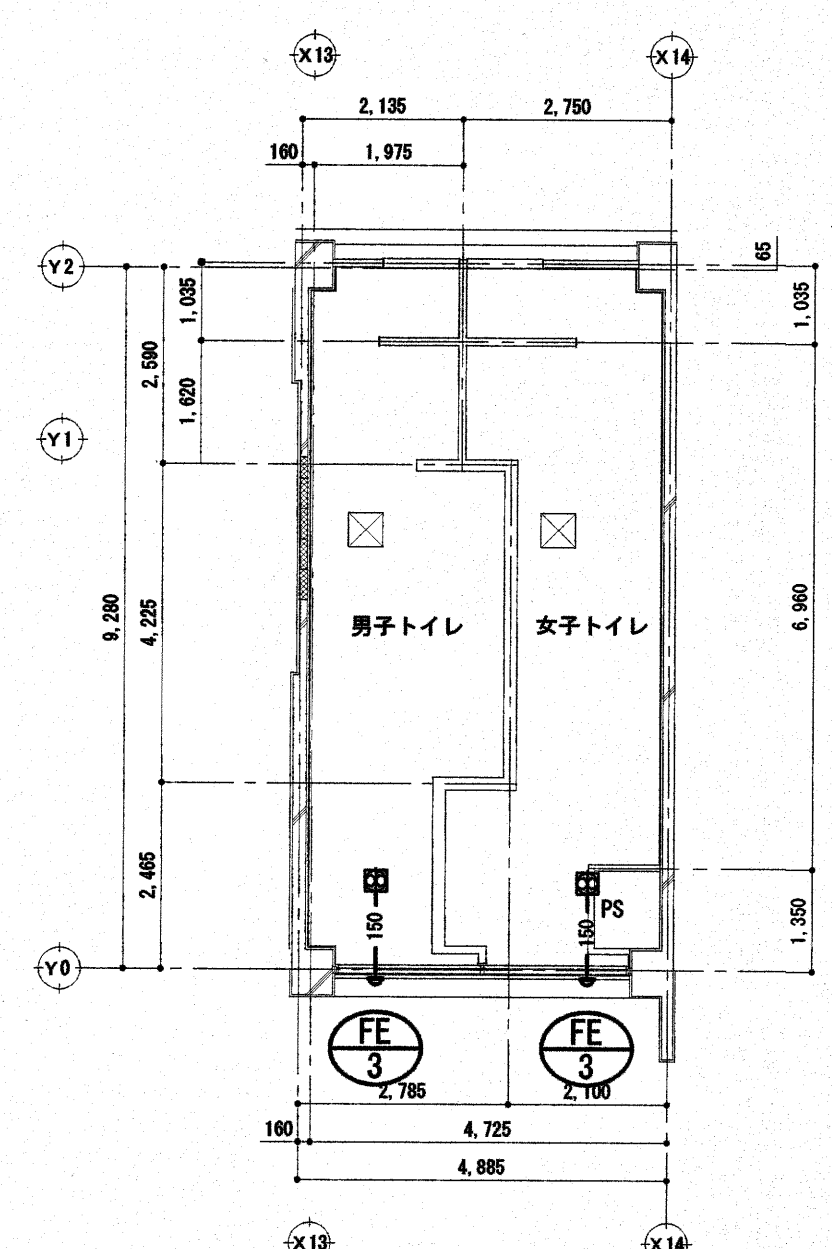
【換気設備】1階トイレ平面図 (現況・撤去図) S=1:100



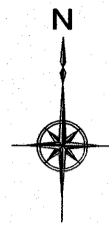
【換気設備】2・3階トイレ平面図 (現況・撤去図) S=1:100



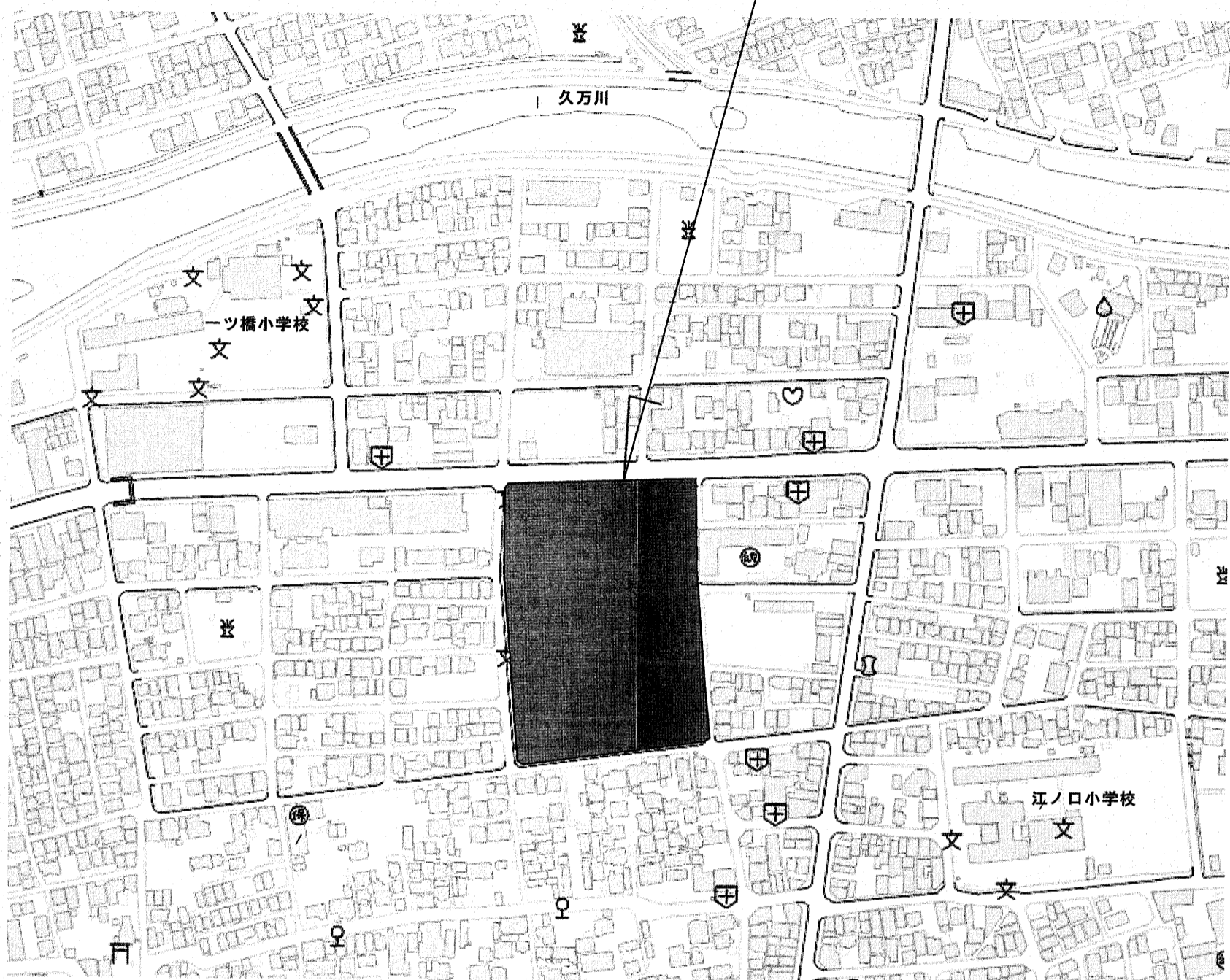
【換気設備】1階トイレ平面図 (改修図) S=1:100



【換気設備】2・3階トイレ平面図 (改修図) S=1:100



工事場所：高知市相模町1番54号
愛宕中学校



付近見取図

【改修対象施設】

高知市相模町1番54号 愛宕中学校
施設用途：中学校
主要構造：鉄筋コンクリート造+鉄骨造 3階建て

【施工条件等】

- ・施設を利用しながらの工事となるため、日常的な清掃を行い、作業時間・作業内容・騒音及び振動を伴う作業については、施設管理者と協議の上、作業時間等に配慮すること。
- ・原則工事範囲内以外に資材等ものを置かないこと。資材置場等、止むを得ないものは学校側と協議を行い了承を得ること。
- ・原則外部足場からの搬出入とする。但し学校側と協議の上、学校運営に支障がなく安全確保もできることを前提に承諾を得られる場合は、屋内廊下・階段からの資材搬入もよいこととする。
- ・仮囲い等は、作業時間外には必ず撤除すること。
- ・下記日程は、現場作業不可とする。

【工事概要】

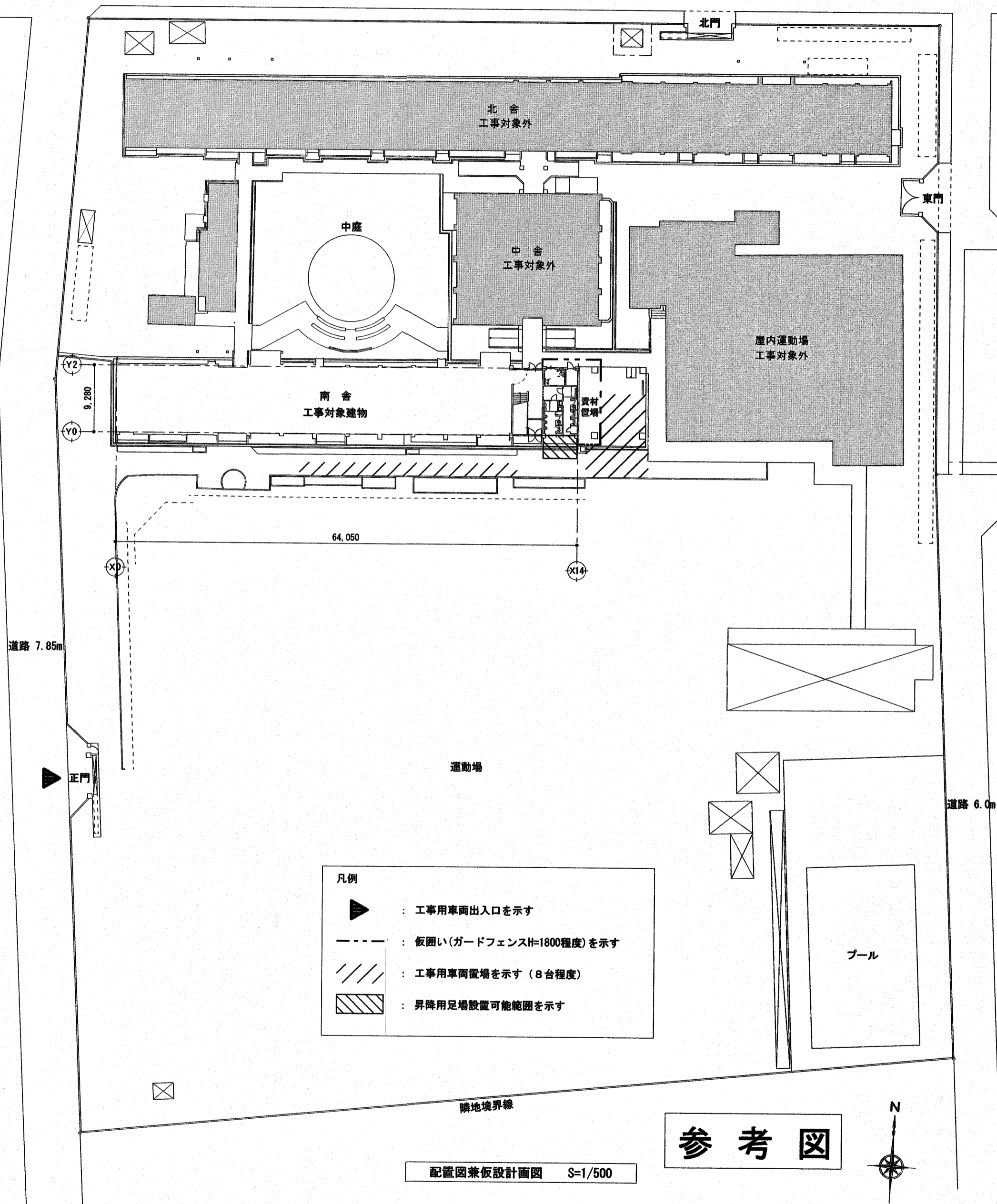
南舎 1～3階 男女トイレの改修工事
1階 バリアフリートイレの改修工事

・下記日程は、大きな騒音又は振動を伴う作業不可とする。

令和8年 7月27日(月)終日、7月28日(火)終日
10月22日(木)終日、10月23日(金)終日

令和8年 8月4日(火)午前、8月20日(木)終日
8月25日(火)午前、9月2日(水)終日
10月8日(木)終日、10月9日(金)終日

※なお、学校行事予定が変更になる等、作業可能となる場合もあるため、事前に施設管理者に確認すること。



凡例

- ▶ : 工事用車両出入口を示す
- : 仮囲い(ガードフェンスH=1800程度)を示す
- /// : 工事用車両置場を示す(8台程度)
- ▨ : 昇降用足場設置可能範囲を示す

参考図

配置図兼仮設計画図 S=1/500



高知市 都市建設部 公共建築課				工事名	愛宕中学校南舎トイレ改修工事		松本琢史建築設計事務所 TAKUJI MATSUMOTO Architect & Associates	NO A-07
係	係長	課長補佐	課長	図面名	仮設計画図(参考図)			
				CHECKED BY		DRAWN BY	Matsumoto	1/500

用紙サイズによる縮尺補正値 A2:100% A3:70.7%

一級建築士大臣登録第322947号 松本琢史